



問 金属製品製造業を営んでいます。近い将来、社員数現行40人から70人の規模になりますが、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制に変更すべき点がありますか。また、事業場の規模算定に当たり、パートを使用していますし派遣労働者を受け入れていますが、カウントすべきかどうか併せて教えてください。

答 労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の規模

と業種に応じて事業場ごとに必要な安全衛生管理体制が規定されています。まず、事業場の規模の算定は「常時使用する労働者数」になります。常時使用する労働者には、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数をいうものであることからパート、アルバイト等も常

◆ 安全

態的に使用している場合は、カウントすることになります。(昭和47年9月18日基発第602号) 次に、派遣労働者については、派遣先である貴社は派遣労働者も含めて常時使用する労働者に算定するものであることから派遣労働者もカウントすることになります。(昭和63年10月1日基発第652号)

衛生管理

規模拡大に伴い貴社が新たに選任すべき管理者等安全衛生管理体制の概要は、次の通りです。

1、安全管理者の選任 (法第11条)
製造業等施行令第3条で定める業種(建設業、運送業ほか)において常時50人以上の事業場は、学歴、実務経験の資格要件を満たす者で厚生労働大臣の定める研修「安全

管理者選任時研修」を修了した者から安全管理者として選任することになります。

2、衛生管理者の選任 (法第12条)
すべての業種において常時50人以上の事業場は、衛生管理者を選任することになります。資格要件として、第一種・第二種・衛生工学衛生管理者免許のうち製造業は第一

体制

種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者から衛生管理者として選任することになります。

3、産業医の選任 (法第13条)
すべての業種において常時50人以上の事業場は、一定の医師(厚生労働大臣の定める研修の修了者ほか)から産業医を選任することになります。

4、安全衛生委員会の設置 (法第17条、19条)
安全委員会は、業種、規模により設置が規定されています。(施行令第8条)
製造業の場合は、①製

池戸 宏光

造業のうち木材・木製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業は50人以上、②その他の製造業(①以外)は100人以上の場合設置することになります。

衛生委員会は、すべての業種で50人以上の場合設置することになります。なお、両委員会を設置すべき事業場は、安全衛生委員会として設置できます。

そのほか、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任後は、様式3号により所轄労働基準監督署長への報告が必要になります。(池戸労務安全管理事務所所長)

厚生労働省

『職場のあんぜんサイト』

労働災害統計・労働災害事例・各種教材他
※業種・作業別、約10言語の動画教材が無料で利用できます